

地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）
セミナースペース利用規約

（目的）

第1条

この規約は地球環境パートナーシッププラザ（以下「GEOC」という）が管理・運営するセミナースペース・設備・備品を、円滑かつ適正に利用していただくために必要な事項を定めたものです。なお、セミナースペースは GEOC の事務所併設のため電話機や印刷機等、業務を行う音が発生し、GEOC 職員以外の一般来館者も出入りするオープンスペースとして運営しています。

（利用の目的・利用申込み）

第2条

セミナースペースは、環境問題や環境活動に関するセミナー、ワークショップ、ミーティング等の目的で、『環境らしんばん』の登録団体がご利用いただけます。

- 2 セミナースペースを利用しようとする方（以下「利用者」という）は、GEOC ホームページ内にある WEB フォームに必要事項を記入の上、お申込みください（以下、「予約」という）。内容の確認後、GEOC より正式に予約完了をお知らせするメールをお送りします。その通知をもって申込みの承認・予約完了となります。
- 3 受付期間はご利用日の 3か月前から前日までとなります。
- 4 夜間利用を希望する場合は 2週間前までに予約を完了してください。
- 5 予約の回数が月 2回を超えるときは、利用の制限をさせていただく場合があります。
- 6 GEOC は利用者と予約内容の確認の際に 2週間にわたり連絡がつかない場合は、予約を取り消すことがあります。

（セミナースペースの利用時間）

第3条

セミナースペースの利用時間は、原則 GEOC の開館時間に準じます。

火～金曜日：10:00～18:00（～21:00 夜間利用）

土曜日：10:00～17:00

休館日：日・月曜日、祝日、年末年始

- 2 利用時間には、事前準備と後片付けの時間を含みます。
- 3 前項にかかわらず、GEOC は各施設の管理上必要がある場合、または停電その他の事由によりセミナースペースの提供が困難であると判断した場合には、必要最小限の範囲内で臨時休館日又は 利用時間の短縮を設定することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾する

ものとします。この場合、GEOC は利用者に対し、速やかに臨時休館日を告知するものとします。

4 前項の告知の方法は、運営管理者の指定するホームページへの掲載あるいは各施設内の所定の掲示板に書面を掲示する等の方法により行います。

(利用の制限)

第 4 条

GEOC は、利用の内容が次の各号に該当する場合、セミナースペースの利用を許可・承認することができません。

- (1) 公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 法律、条例、規則、管理要領及びこの規約等に反するとき。
- (4) セミナースペース、設備などを損傷・滅失するおそれがあるとき。
- (5) 利用申し込みに虚偽の記載があるとき。
- (6) 他の GEOC 利用者に不都合や支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (7) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(利用の変更及び取消)

第 5 条

利用の日時、目的、内容等を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、GEOC ホームページより自身で行ってください。

利用当日 30 分以上利用開始時間に遅れ、連絡のない場合は予約を取り消す場合があります。

(利用許可・利用承認の取消)

第 6 条

利用内容が次のいずれかに該当するときは、利用許可又は利用承認を取り消し、もしくは利用中止の措置を取ることができます。

- (1) セミナースペースの利用権を第三者に譲渡、転貸、売買したとき。
- (2) 公の秩序、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に反社会的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 法律、条例、規則、管理要領及びこの規約等に反したとき。
- (5) セミナースペース、設備などを損傷・滅失する恐れがあるとき。

(6) 申請の虚偽の記載が判明したとき、又は利用を許可・承認した目的・内容と異なる目的・内容で利用しようとするとき。

(7) GEOC 職員の指示に従わなかったとき及び、施設管理上支障があると認められるとき。

(禁止事項)

第7条

GEOC は、利用者に対し、セミナースペースを含む施設内及び敷地内での下記の行為を禁止します。

(1) 利用許可・承認を受けていない施設及び GEOC 事務所内への立ち入り。

(2) 火気・危険物・動物・その他施設管理上不適切であると認められる物品の持込み。

(3) 暴れる、物を投げる、飛び跳ねるなどの危険な行為。

(4) 施設内での喫煙。

(5) 避難口及び避難通路の閉鎖。

(6) 施設内及び敷地内を破損または汚損する行為。

(7) 騒音、悪臭、振動を発する行為。

(8) ゴミ及び持込み物の放置。

(9) 布教活動および特定の政治活動に関わる利用。

(10) 商品(サービス)を不特定の消費者へ販売する目的で利用する行為。

(利用者の義務)

第8条

利用者は、前条の禁止事項を遵守し、参加者に対して徹底してください。

2 利用者は、利用時間内は施設に常駐（所在を明確に）し、利用施設及び催事全般について適切な管理を行ってください。

3 災害・緊急事態発生時に備えて参加者の避難、誘導、緊急連絡などについて、綿密な計画を立てるとともに下記に記載について当日の関係者に徹底してください。

(1) 災害や事故などに備え、開始前に避難口・避難誘導方法・消火器の位置などをあらかじめ確認すること。

(2) 災害発生の際、利用者は GEOC 職員と連携して、参加者の避難誘導を行うこと。

4 利用時間内に利用施設内において発生した事故等については、利用者及びその関係者のみならず、参加者の行為に起因する事であっても、すべて利用者側で責任をお願いします。

5 利用者は、GEOC 職員の指示に従ってください。

6 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に戻してください。

7 利用者は、利用施設内の秩序を乱し、もしくは他の来館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのお

それのある者の入場を防止してください。また、これらの行為を行った者を退去させてください。

8 利用者は関係者及び参加者が適切に利用するよう、運用・管理を行ってください。

(賠償及び免責)

第 9 条

各施設の管理・運営等において、利用者及びその関係業者や参加者に起因する損害が発生したときは、利用者にその損害額を賠償していただきます。

2 利用者が、この規約に記載されている事項及び施設利用等に関する GEOC との打合せに違反し、損害が発生した場合も、前項と同様に損害額を賠償していただきます。

3 施設の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故について、GEOC に重大な過失が無い限り、GEOC は一切の責任を負いません。

4 利用許可・承認の取消し、もしくは利用中止の措置により、利用者及びその関係業者や来参加者に損害が生じる場合があっても、GEOC はその責任を負いません。

(職員の立ち入り)

第 10 条

施設管理上必要があると認められるときは、GEOC 職員及び GEOC 関係者がセミナースペースに立ち入らせていただきます。

(規約の変更)

第 11 条

規約の内容は、予告なく変更することがあります。その際には利用者等にお知らせする努力を行います。

附則

1. この規約は 2019 年 9 月 1 日から施行します。
2. 2023 年 10 月 4 日から本改訂版を施行します。